

令和4年6月

春日部市議会定例会議案

議 案 目 録

令和4年6月春日部市議会定例会

議案第26号	専決処分の承認を求めるについて (春日部市税条例の一部改正)	1
議案第27号	専決処分の承認を求めるについて (春日部市都市計画税条例の一部改正)	8
議案第28号	専決処分の承認を求めるについて (春日部市固定資産評価員の選任)	14
議案第29号	春日部市学校給食費の管理に関する条例の制定について	17
議案第30号	春日部市税条例等の一部改正について	20
議案第31号	利根川栗橋流域水防事務組合規約の変更について	33
議案第32号	春日部市クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結 について	35
議案第33号	上沖小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について	36
議案第34号	令和4年度春日部市一般会計補正予算(第1号)について	37

議案第26号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年5月26日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

専決第 4 号

専 決 処 分 書

春日部市税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

春日部市長 岩 谷 一 弘

春日部市税条例の一部を改正する条例

春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条</p> <p>9 法第321条の8 第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8 第71項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、春日部市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閱</p>	<p style="text-align: center;">（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第48条</p> <p>9 法第321条の8 第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8 第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（固定資産課税台帳の閲覧の手数料）</p> <p>第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、春日部市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閱</p>

<p>覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p>	<p>（固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料）</p>
<p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の<u>証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）</u>の交付手数料は、春日部市手数料条例の定めるところによる。</p>	<p>第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の<u>証明書</u>の交付手数料は、春日部市手数料条例の定めるところによる。</p>
<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2</p>	<p>第10条の2</p>
<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。</p>	<p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p>
<p>3 法附則第15条<u>第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条<u>第15項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p>	<p>3 法附則第15条<u>第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条<u>第16項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。</p>
<p>4 法附則第15条<u>第22項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>4 法附則第15条<u>第23項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>5 法附則第15条<u>第23項</u>第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>5 法附則第15条<u>第24項</u>第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条<u>第23項</u>第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>6 法附則第15条<u>第24項</u>第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>7 法附則第15条<u>第23項</u>第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条<u>第24項</u>第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>8 法附則第15条<u>第24項</u>第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条<u>第25項</u>第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>9 法附則第15条<u>第24項</u>第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条<u>第25項</u>第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条<u>第26項</u>第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>10 法附則第15条<u>第27項</u>第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>11 法附則第15条<u>第26項</u>第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>11 法附則第15条<u>第27項</u>第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>12 法附則第15条<u>第26項</u>第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>12 法附則第15条<u>第27項</u>第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>13 法附則第15条<u>第26項</u>第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>13 法附則第15条<u>第27項</u>第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条<u>第26項</u>第2号イに規定する設備</p>	<p>14 法附則第15条<u>第27項</u>第2号イに規定する設備</p>

<p>について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>26 (略)</p> <p>27 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>	<p>について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>25 (略)</p> <p>26 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p>
--	--

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する**特定熱損失防止改修等住宅**又は同条第5項に規定する**特定熱損失防止改修等住宅専有部分**について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する**熱損失防止改修工事等**が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する**特定熱損失防止改修住宅**又は同条第5項に規定する**特定熱損失防止改修住宅専有部分**について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する**熱損失防止改修工事**が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の春日部市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第 179 条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和 4 年 5 月 26 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

専決第 5 号

専 決 処 分 書

春日部市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

春日部市長 岩 谷 一 弘

春日部市都市計画税条例の一部を改正する条例

春日部市都市計画税条例（平成17年条例第77号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正後の項に対応する改正前の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
附 則 (法附則第15条第15項の条例で定める割合)	附 則 (法附則第15条第16項の条例で定める割合)
5 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。	5 法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。
(法附則第15条第33項の条例で定める割合)	(法附則第15条第34項の条例で定める割合)
6 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
(法附則第15条第34項の条例で定める割合)	(法附則第15条第35項の条例で定める割合)
7 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
(法附則第15条第39項の条例で定める割合)	(法附則第15条第42項の条例で定める割合)
8 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
(法附則第15条第44項の条例で定める割合)	(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
9 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	9 (略)
(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
10 (略)	10 (略)
(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
11 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等	10 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等

の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

12 （略）

13 附則第11項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第11項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第11項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に

の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

11 （略）

12 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に

<p>定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>	<p>定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p>
<p>15 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第11項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>14 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、<u>附則第10項</u>の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。 (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>16 (略)</p>	<p>15 (略)</p>
<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>17 (略)</p>	<p>16 (略)</p>
<p>18 (略)</p>	<p>17 (略)</p>
<p>19 (略) (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p>	<p>18 (略) (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p>
<p>20 (略)</p>	<p>19 (略)</p>
<p>21 <u>附則第11項</u>及び<u>第13項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第11項</u>及び<u>第14項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項、<u>第12項</u>、<u>第14項</u>及び<u>第15項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第14項</u>から<u>第16項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第16項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>同項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第17項</u>から<u>第19項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第18項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則</p>	<p>20 <u>附則第10項</u>及び<u>第12項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、<u>附則第10項</u>及び<u>第13項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項、<u>第13項</u>及び<u>第14項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、<u>附則第13項</u>から<u>第15項</u>までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、<u>附則第15項</u>の「農地」とは法附則第17条第1号に、<u>附則第15項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、<u>附則第16項</u>から<u>第18項</u>までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、<u>附則第17項</u>の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18</p>

<p>第18条第6項に規定するところによる。</p> <p><u>22</u> 法附則第15条第1項、第10項、<u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p><u>23</u> (略)</p>	<p>条第6項に規定するところによる。</p> <p><u>21</u> 法附則第15条第1項、第10項、<u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p><u>22</u> (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の春日部市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第28号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法第179条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年5月26日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

専決第 6 号

専 決 処 分 書

春日部市固定資産評価員の選任について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和4年4月1日

春日部市長 岩 谷 一 弘

春日部市固定資産評価員の選任について

次の者を春日部市固定資産評価員に選任する。

久喜市上早見 9 2 3 番地 7

渡 邊 正 樹

昭和 4 0 年 9 月 1 5 日生

議案第29号

春日部市学校給食費の管理に関する条例の制定について

春日部市学校給食費の管理に関する条例を別紙記載のとおり制定する。

令和4年5月26日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

学校給食費に係る公会計制度の導入に伴い、学校給食費の管理について必要な事項を定めるため、条例を制定したく提案いたします。

春日部市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校において、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき市が実施する学校給食（以下「学校給食」という。）に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）で定めるもの以外の学校給食に要する経費をいう。
- (2) 学校給食費負担者 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）及び教職員等（児童又は生徒以外の者であつて学校給食の提供を受ける教職員その他のものをいう。）をいう。

(学校給食費の徴収等)

第3条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

- 2 学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の額、納入方法及び納期限は、規則で定める。

(学校給食費の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(春日部市学校給食センター条例の一部改正)

- 2 春日部市学校給食センター条例（平成17年条例第177号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあつ

ては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。

(2) 次の表中、改正前の条に対応する改正後の条が存在しない場合にあっては、当該改正前の条を削る。

改正後	改正前
<p>(職員) <u>第6条</u> (略) (運営委員会) <u>第7条</u> (略) (組織等) <u>第8条</u> (略) (委員の任期) <u>第9条</u> (略) (管理) <u>第10条</u> (略) (委任) <u>第11条</u> (略)</p>	<p>(学校給食費) <u>第6条</u> 給食センターの運営に要する経費のうち学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費は、教育委員会が定める。 (職員) <u>第7条</u> (略) (運営委員会) <u>第8条</u> (略) (組織等) <u>第9条</u> (略) (委員の任期) <u>第10条</u> (略) (管理) <u>第11条</u> (略) (委任) <u>第12条</u> (略)</p>

議案第30号

春日部市税条例等の一部改正について

春日部市税条例等の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和4年5月26日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、納税証明書の交付手数料の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市税条例等の一部を改正する条例

(春日部市税条例の一部改正)

第1条 春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の条又は号に対応する改正後の欄の条又は号が存在しない場合にあつては、当該改正前の欄の条又は号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の号に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の<u>交付</u> <u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>の<u>手数料</u>は、春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p style="text-align: center;">(所得割の課税標準)</p> <p>第33条</p> <p>4 前項の規定は、<u>前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載が<u>あるときは</u>、当該特定配当等に係る所得の金額については、<u>適用しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の<u>交付手数料</u>は、春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴しない。</p> <p style="text-align: center;">(所得割の課税標準)</p> <p>第33条</p> <p>4 前項の規定は、<u>特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載が<u>あるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）</u>は、当該特定配当等に係る所得の金額については、<u>適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p>

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書
(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書
(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9

の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に

の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に

掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により市長の定める様式による。

第36条の3

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3) (略)

(4) (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であ

掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により市長の定める様式による。

第36条の3

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2

(2) (略)

(3) (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則

って退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、春日部市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料は、春日部市手数料条例の定めるところによる。

で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(2) (略)

(3) (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、春日部市手数料条例の定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、春日部市手数料条例の定めるところによる。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申

り、適用する。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係

告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係

法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（春日部市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 春日部市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 第1条のうち春日部市税条例第36条の3の3の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務</p>	<p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務</p>

<p>者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は<u>扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は<u>扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
--	--

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 （市民税に関する経過措置） 第2条 第1条の規定による改正後の春日部市税条例（次条第2項において「新条例」という。）<u>第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （市民税に関する経過措置） 第2条 第1条の規定による改正後の春日部市税条例（次条第2項において「新条例」という。）<u>の規定中個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定中第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第25条の改正規定並びに附則第26条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条の規定中第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（附則第2条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条の規定中第18条の4第1項、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の春日部市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の春日部市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の春日部市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第73条の2の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 新条例第73条の3の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる
地方税法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたもの
を含む。）の交付について適用する。

議案第 31 号

利根川栗橋流域水防事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、利根川栗橋流域水防事務組合同規約を別紙記載のとおり変更することについて議決を求める。

令和 4 年 5 月 26 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

久喜市の換地処分の実施に伴い、利根川栗橋流域水防事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により提案いたします。

利根川栗橋流域水防事務組合理約の一部を変更する規約

利根川栗橋流域水防事務組合理約（昭和39年自治許第84号）の一部を次のように変更する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後		改正前	
別表第3（第14条関係）		別表第3（第14条関係）	
市名	区域	市名	区域
久喜市	栗橋 伊坂 松永 間鎌 佐間 高柳 島川 小右衛門 中里 北広島 河原代 新井 狐塚 栗橋北一丁目 栗橋北二丁目 栗橋中央一丁目 栗橋中央二 丁目 栗橋東一丁目 栗橋東二 丁目 栗橋東三丁目 栗橋東四 丁目 栗橋東五丁目 栗橋東六 丁目 緑一丁目 南栗橋一丁目 南栗橋二丁目 南栗橋三丁目 南栗橋四丁目 南栗橋五丁目 南栗橋六丁目 南栗橋七丁目 南栗橋八丁目 南栗橋九丁目 南栗橋十丁目 南栗橋十一丁 目 <u>南栗橋十二丁目</u> <u>伊坂北一</u> <u>丁目</u> <u>伊坂北二丁目</u> <u>伊坂中央</u> <u>一丁目</u> <u>伊坂中央二丁目</u> <u>伊坂</u> <u>南一丁目</u> <u>伊坂南二丁目</u> <u>伊坂</u> <u>南三丁目</u> <u>松永一丁目</u> 八甫 東大輪 西大輪 外野 上川崎 八甫一丁目 八甫二丁目 八 甫三丁目 八甫四丁目 八甫五 丁目 桜田一丁目 桜田二丁目 桜田三丁目 桜田四丁目 桜 田五丁目 <u>鷺宮六丁目の一部</u> <u>西大輪一丁目</u> <u>西大輪二丁目</u> <u>西大輪三丁目</u> <u>西大輪四丁目</u> <u>西大輪五丁目</u>	久喜市	栗橋 伊坂 松永 間鎌 佐間 高柳 島川 小右衛門 中里 北広島 河原代 新井 狐塚 栗橋北一丁目 栗橋北二丁目 栗橋中央一丁目 栗橋中央二 丁目 栗橋東一丁目 栗橋東二 丁目 栗橋東三丁目 栗橋東四 丁目 栗橋東五丁目 栗橋東六 丁目 緑一丁目 南栗橋一丁目 南栗橋二丁目 南栗橋三丁目 南栗橋四丁目 南栗橋五丁目 南栗橋六丁目 南栗橋七丁目 南栗橋八丁目 南栗橋九丁目 南栗橋十丁目 南栗橋十一丁 目 <u>南栗橋十二丁目</u> 八甫 東 大輪 西大輪 外野 上川崎 八甫一丁目 八甫二丁目 八甫 三丁目 八甫四丁目 八甫五丁 目 桜田一丁目 桜田二丁目 桜田三丁目 桜田四丁目 桜田 五丁目 <u>鷺宮六丁目の一部</u>

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

議案第32号

春日部市クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 春日部市クリーンセンター基幹的設備改良工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（随意契約）
- 3 契約金額 383,900,000円
- 4 契約の相手方 東京都港区海岸一丁目14番5号
川崎重工業株式会社
代表取締役 橋 本 康 彦
- 5 工 期 契約の日から令和7年3月14日まで

令和4年5月26日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

春日部市クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第33号

上沖小学校校舎トイレ改修工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 上沖小学校校舎トイレ改修工事
- 2 契約の方法 地方自治法施行令第167条の5の2（制限付一般競争入札）
- 3 契約金額 206,800,000円
- 4 契約の相手方 春日部市豊野町二丁目32番地19
正和工業株式会社
代表取締役 横 田 生 樹
- 5 工 期 契約の日から令和5年2月28日まで

令和4年5月26日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上沖小学校校舎トイレ改修工事の請負契約を締結したいので、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

議案第 3 4 号

令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度春日部市一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 5 月 2 6 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘